

FinTech 企業等との連携及び協働に係る方針の改正について

◀ 改正内容 ▶

当 J A では「FinTech 企業等との連携及び協働にかかる方針」（以下、「方針」といいます。）について、平成 29 年 6 月の改正銀行法に対応する形で、電子決済等代行業者との適切な連携および利用者保護を確保する目的で制定しております。

その現行「方針」は、「電子決済等代行業者」への対応にかかる銀行法の改正に伴い制定したことから、「FinTech 企業等＝電子決済等代行業者」の位置付けについて、銀行法と同様、PayPay 等の「資金移動業者」や「前払式支払手段発行者」を当「方針」策定時には対象としていなかったため、この度対象とし改正をいたします。

【改正後】

【改正前】

FinTech 企業等との連携及び協働に係る方針	FinTech 企業等との連携及び協働に係る方針
<p style="text-align: center;">J A バンク (J A ・ 信 連 ・ 農 林 中 金)</p> <p>(1) J A バンクは、オープンイノベーションを促進する観点から、利用者保護の確保に留意しつつ、<u>電子決済等代行業者をはじめとした FinTech 企業等 (以下、「FinTech 企業等」という。)</u>との連携及び協働を行うことを基本方針とします。</p> <p>(2) J A バンクは、農林中央金庫が契約を締結した FinTech 企業等が J A バンクに係る決済等のサービスを営むことを同意しています。</p>	<p style="text-align: center;">J A バンク (J A ・ 信 連 ・ 農 林 中 金)</p> <p>(1) J A バンクは、オープンイノベーションを促進する観点から、利用者保護の確保に留意しつつ、<u>(追加) FinTech 企業等 (追加)</u>との連携及び協働を行うことを基本方針とします。</p> <p>(2) J A バンクは、農林中央金庫が契約を締結した FinTech 企業等が J A バンクに係る決済等のサービスを営むことを同意しています。</p>

FinTech 企業等との連携及び協働に係る方針

J Aバンク
(J A ・ 信連 ・ 農林中金)

- 1 J Aバンクは、オープンイノベーションを促進する観点から、利用者保護の確保に留意しつつ、電子決済等代行業者をはじめとした FinTech 企業等（以下、「FinTech 企業等」という。）との連携及び協働を行うことを基本方針とします。
- 2 J Aバンクは、農林中央金庫が契約を締結した FinTech 企業等が J Aバンクに係る決済等のサービスを営むことを同意しています。
- 3 J Aバンクは、参照系 API（個人・法人）、および更新系 API（個人・法人）について、農林中央金庫を通じた外部委託により、FinTech 企業等と API 連携を可能とする体制整備を完了しております。
- 4 J Aバンクとの API 連携にかかる窓口は農林中央金庫 API 連携担当部署（03-6370-1490）が担います。
- 5 J A・信連は、農林中央金庫が代表して契約締結を行うことに同意しているため、契約締結の可否に係る基準の公表は行いません。農林中央金庫は、事業者が十分な体制を備えていることのほか、連携・協働目的や効果等を含めた基準を作成し、当該基準に従って契約締結の可否を判断します。

以 上